

つの課題に屬する。即ち解かれたる一つの論理としてではなく、解かるべき一つの事實として我々に與へられてゐる」(序、三頁)ものであるが故に、著者は「本叢書に課せられた客觀的敘述の要求にも拘らず」(序、三頁)、著者独自の「試論的な」見解をこゝに展開されてゐるのである。

以上は本書の内容をその輪廓によつて簡単に紹介したにすぎないが、要するに、眞の美術史家の最初の人であり同時にまた近代美學の創始者であつたギンケルマンの偉大な思想體系が、著者の鋭い論理によつて、彼の實生活を背景としつゝ發展の相に於て把へられ、著者の流麗な筆によつて見事に描きつくされてゐるのである。吾々は、ギンケルマンの思想がいま本書によつてはじめて吾々の國の言葉で以て餘すところなく云ひつくされることが出来たことに深い喜びを感じずにはゐられない。

一般に、藝術様式と文化様式との問題が、歴史に於ける時代の區分の諸問題と關聯して、歴史學の重要な問題の一つとなり、歴史學がすぐれた美術史家の思想から多くの示唆と影響とを被りつゝある近時の傾向を思ふとき、本書の如きは、たゞ單に美學及び美術史に關心をもち或は古代美術に興味を感じる人々のみならずまた廣く一般に歴史の學に従ふ人々にとつて、必讀の書の一つであることを信じて疑はないものである。(京都、弘文堂書房發行、定價壹圓參拾錢)(中山)

○重農學派の政治學說

單なる經濟學說ではなくして、より廣汎な全社會全宇宙を包含する新科學を重農學派は主張する。新らしき科學それはデカルトの原理を、換言すれば、何よりも先づ明證を、社會秩序に適用する演繹的な科學である。「經濟學に於ける證明は、幾何學や代數學のそれと同様のものである」とデュボン・ド・ヌムールは云ふ。數學的方法の適用によつて、自然法則と同様に確實な不動な經濟法則を發見しうると信じてゐた。而も與件及びそれを發見する方法が、何等算術的なものを持たず、農業の獨占的生産性の原理も亦決して數學的證明に適したものではないことに氣付いてゐない。この一見科學的な重農學的方法是重農學派より、自由主義經濟學にまで及び、その嚴密な演繹と證明とが、託宣的威嚴で以つてこの學を粉飾してゐるのである。

新らしき社會秩序の柱石たる「財産」と「自由」とを保護するのが政府の義務であり、存在理由である。斯くて、従前の國家權力は著しく減ぜられ、重農學派にあつては、「財産權」が國家よりも優先的なのである。國家はその保證の爲にのみ構成せられ、且つては國王の意志によりて作られた法律は、今や、國王とは獨立し、而も國王もそれに服せねばならぬ自然的眞理となつた。「王の立法權は、法律を作る力ではなくそれを宣する力である。」

「個人財産」に干渉するすべてのものは、非難される。最良の政府とは最も少く統治し、何事も爲さざるものを云ふ、自分が王で

あれば、何も篤さないであらう。法が統治する。」このケネーの言は、重農學派の無人格的政府の概念を最も簡潔に表現してゐる。即ち、有産者に思ひのまゝにさせる政府！此れは決して神話でなく、大革命の「人權の宣言」の中に大部分實現せられた。

「個人財産の防護」に最も適したものは、重農學派によれば、貴族政治でも亦民主政治でもない。「合法的專制政治」なのである。世襲的な絶對的な而も個人財産を保護することによつて、人民と土地の國王、農業の純收入より徴税することによつて、人民と土地の共同所有者となる國王の合法的專制政治を意味する。此の點でモンテスキューの分權論を拒否する。

重農學派の「絶對王政」は「私有財産の護衛兵」とまで制限される。立法權力の減少が説かれる。「社會秩序に、換言すれば財産と自由とに打撃を與へる如き法令に反抗することが合法なのである」。「司法權」の獨立が、恣意的專制政治へ隨するを防ぐ一として考へられる。君主が「裁判の長」たることすら拒否せんとする。(デュボン)。司法官の、換言すれば、高等法院の獨立に關して、デュボンは重要な言葉を述べてゐる。彼によれば、高等法院が法令や勅令を再審するのみならず、而もそれが法院の義務であり、司法官こそ自然法の衛兵で、最後の決定權を有するものであると。かく、重農學派の「合法的專制」は一の慣用語にすぎず、現實には高等法院に自然の秩序の衛兵たる希望を囑してゐる。

絶對王政は、更に輿論、出版の自由や公民的義務教育等によつても亦制限を受ける。「文化的低度の状態に於ては、權威が多數人の

手にあるより、一人の手にある方が遙かに有害なものである」(メ
ルシエ・ド・ラ・リビエール)から。

斯くして重農學派の學説は單に絶對制の強化を目的としないのみならず、其の弱少化に大いに貢獻したと信ぜざるを得ない。之と反對の見解はケネーやミラボー伯が高等法院の權力の問題に對して守つた沈黙の誤解に基いてゐる。ケネーの前述の無人格的政府の思想はこのことを明にしてゐる。

絶對王政の熱心な支持者と普通に通考へられてゐるこの派の人々が國會を一恒久的な代議制の國會を要求してゐる。「國會を持たざる王國は、劍を手にする狂人に等しい」とケネーは云ふ。有産者のみの國會、選舉權を持つものが土地所有者のみに限られてゐることは忘れてはならない。商人や手工業者は生産的階級でなく、且つ農業の代表者と利害相反する故に代表させてはならぬ。かくして重農學派は「都市」を呪咀する。農村的な地方自治體で充分であり、都市的自治體は不必要である。巴里は王國を吸込む深淵であると云ふ。

此の特異な政治學説は他方その道德學説にも反映してゐる。個人的利益が社會の基礎であり、個人的利益の集合が全般的利益であるとす。斯くモラルは人がその眞の利益、計算され、豫算された利益を意識することに有り、その盲目的な利益追求に陥るのを、「自由」が防ぐと考へる。重農學派は經濟的秩序より、道德的秩序の分析へ廻つた。道德は生活物資を確保し、増大し、人類の安寧幸福を樹立する方法に歸する。富の永久的再生産と云ふ自然

法則が道德の基礎なのである。道德は、一の農業倫理である。斯く重農學派の鋭く道德とは、功利的道德であり、土地所有者の手の及びうる、貴族的、金權的な道德なのである。

實に、フィジオクラティと云ふのは、單に一の經濟的大系ではなくして、道德、政治を包含した一の哲學なのである。

× ×

以上がアルベール・マチエス Albert Mathiez (1874—1932) —最近のすぐれた大革命史研究家の一人の、竣後發表された一論文 (Les doctrines politiques des Physiocrates.) の極めて簡単な概略である。僅々十頁餘の小論文にすぎないが、複雑多岐な重農學派の學說を特徴的に要約してゐる。それは單なる經濟學說ではなく、廣く政治、道德の領域にまで及び、自然法思想に立脚し、個人の「財産」と「自由」の保護をその根柢的主張とする。「合法的專制」といふ特異な政治形態、それは決して絶對政を強化するものではなく、君主の恣意專制を防ぐ最良の形態、も亦こゝから導き出される。土地所有者のみの國會、商工業者の輕視、都市への非難等も、農業の唯一生産性を強調するものの必然的歸結なのである。

進歩的なものと保守的なもの、この相矛盾せる二面をもつ、この學派の特殊性を、マチエスのこの小論文の中に明確に理解することが出来る。(Annales historiques de la révolution française, Mai-Juin 1936.) (前川)

○石橋博士還曆記念論文集

(地理論叢第八輯)

石橋五郎博士が去る一月五日日出度く還曆を迎へて退職せらるゝに當り、門下生一同の勞作を集めて博士に獻上せんとして成つたものが本書である。この種記念論文集には同僚諸先生の寄稿を仰ぐのが普通であるが、迷惑をかくるに忍びずとされる博士の御趣旨を體して本書は全く教室出身の受業生のみ論稿より成るので教室の不定期發表機關たる地理論叢の第八輯として刊行されたものである。

卷頭には博士の肖像と論者目錄が輯録され、研究報告の冒頭には博士自ら、我國地理學界の回顧を執筆されてゐる。又宛然として、明治より昭和に至る我が地理學發達史であつて眞に興味津津たるものがある。

それからは卒業の順に、同年卒業者はあいうえお順に編輯されてゐる。

中野竹四郎氏「滿洲初期の貿易と地理的環境」は當口の盛衰を自然地理的に又大連、浦鹽との關係に於て究明し、内田寛一氏「農村の戸口と土地との關係の一面」は武藏野西窪村を例として數多の檢地帳名寄高帳村鑑等により近世に於ける人口増減の趨勢と土地利用との關係を明かにし、田中秀作氏「滿蒙開拓者としての漢族商人」は素朴勤勉なる漢族農民の他に勇敢機敏なる漢族商人も亦滿蒙開發の功を分つべき事を雜貨鋪、油房、燒鍋、磨坊等の地名